○**財務省告示第二百七十四号**

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十八年八月二十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十八年九月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第十七回	十億円	百四円四銭
〃	第十八回	二十七億円	百三円九十五銭
〃	第二十回	三億円	百四円九十銭
〃	〃	一億円	百四円九十九銭
〃	〃	三億円	百五円四銭
〃	第二十一回	五億円	百五円十銭
〃	〃	五十億円	百五円二十八銭
〃	〃	五億円	百五円二十九銭
〃	〃	二十億円	百五円三十銭
〃	〃	三億円	百五円三十二銭
〃	〃	十五億円	百五円三十五銭
〃	〃	五億円	百五円三十七銭
〃	〃	五億円	百五円三十八銭
〃	〃	二十億円	百五円三十九銭
〃	〃	十五億円	百五円四十銭
〃	〃	十三億円	百五円四十三銭
合計	〃	一億円	百五円四十四銭
	〃	二百一億円	

○**財務省告示第二百七十五号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第二項及び第三項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件（平成二十七年九月財務省告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

別表生命保険契約者保護機構（東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル九階）の項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

○**厚生労働省告示第三百四十七号**

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十一条の規定に基づき、平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めるので、同条の規定により告示する。

平成二十八年九月二十三日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

一　けし耕作者	二　甲種研究栽培者
栽培区域	栽培区域
北海道名寄市	岡山県美作市
茨城県つくば市	栽培面積
東京都小平市	三・〇〇アール
長崎県長崎市	
鹿児島県熊毛郡中種子町	
栽培面積	
四・五〇アール	
三・〇四アール	
一・五〇アール	
〇・一〇アール	
〇・七五アール	

○**国土交通省告示第千八十四号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十三日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	九州縦貫自動車道宮崎線	
道路の区域		
区間	変更前	変更後
都城市山之口町山之口字小椎ヶ野二五七九番二から同市山之口町山之口字八窪二五六四番六まで	敷地の幅員（メートル）	
	最小　一七四	最小　一五三
	最大　三三六	最大　一八七
	延長（メートル）	
	一、二八四	

○**国土交通省告示第千八十五号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	第一東海自動車道	
道路の区域		
区間	変更前	変更後
静岡県駿東郡小山町桑木字南ノ原五二九番二から同県駿東郡小山町桑木字南ノ原五八〇番一地先まで	敷地の幅員（メートル）	
	最小　四一二	最小　一七四
	最大　四一二	最大　一七四
	延長（メートル）	
	七一	

○**厚生労働省告示第三百四十八号**

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへんの収納価格を、平成二十九年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十二万五百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十三日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

○**経済産業省告示第二百三十六号**

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定に基づき、平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に関し、次のように定めたので、告示する。

平成二十八年九月二十三日

経済産業大臣　世耕　弘成

平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に関し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の経済産業大臣が定める日は、平成二十九年三月二十二日とする。